

災害事例

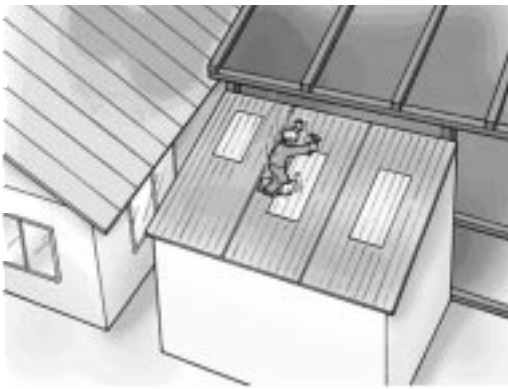
スレート屋根を移動中、 踏み抜き墜落

【災害の概要】

工事の種類：建築事業

災害の種類：墜落

被災者：1人(死亡)



【災害発生状況】

この災害は、倉庫として約30年使用してきた鉄骨スレートぶき建屋2棟を解体する倉庫解体工事において、屋根の母屋上を移動中に発生したものである。

発注者から10日間の工期で請負ったA建設(元請)は、事業者及びその妻、労働者派遣業を営む派遣元B専門業者から派遣された被災者で工事を行った。

災害当日は解体工事を開始して2日目で

午前8時頃から、A建設の事業者から作業についての説明と簡単な安全上の注意が行われた後、北側棟建屋の屋根部材全ての取外し作業と鉄骨の構造部分のガス切断作業を事業者等5人で行った。

午前9時30分頃から、事業者の妻及びその労働者と被災者の3人で南側建屋の屋根取外し作業に取りかかった。

3人は南側建屋の屋根に上がり、西側から東側に移動した。

事業者の妻が南側建屋の北東端付近から後ろを振り返ったとき、被災者はスレート屋根の母屋上を移動していたが、丁度、明かり採り用の塩化ビニール波板のところでバランスを崩し、スレート波板と塩化ビニール波板を踏み抜き約6m下のコンクリート床面に墜落した。

【災害発生原因】

- 1 スレート屋根等の上を歩行する時の歩み板の設置など歩行中のスレート波板等の踏み抜き防止措置を講じていなかったこと。
- 2 屋根材のスレート屋根及び明かり採り用の塩化ビニール波板共建築後30年を経過していることから相当に劣化して人間の体重を保持できる強度でなかったこと。
事業者はスレート波板等の踏み抜きによる危険性は十分認識しており、作業者に対してスレートが劣化しているので気を付けるよう指示していた。

また、歩み板は会社に所有していたものの、現場への搬入の手間を省き、屋根上での作業には使用していなかった。

- 3 安全管理が不十分で、安全責任者の現場における直接作業指揮が行われていなかった。

【再発防止対策】

- 1 スレート波板、塩化ビニール波板等で敷かれた屋根上を移動する場合には、幅30cm以上の歩み板(足場板)を設置する或いは防網(墜落防止用ネット)など、踏み抜きによる危険防止措置を講ずること。

【安規第524条】

- 2 作業者に安全帯を使用させる場合には、屋根上に親網取り付け方法など、適切に使用できる状態を整え、且つ安全帯を確実に使用させること。

【安規第524条】

- 3 作業を行う前に、作業に伴う危険性を把握し、作業者に対し注意事項及び作業手順等実施事項を具体的に指示しておくこと。

【安衛法第28条の2関連】